

○葉山町の生ごみ分別に関する制度設計（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

NO	ページ	頂いたご意見	町の対応
1	全体	<p>生ごみ分別なんて意味の分からないことしないで欲しいです。 大体資源化するなんて言うが、住民の分別する時間を奪う行政なんてろくでもありません。 住民の時間を奪わないでもらいたい。 どうしてもやりたいのであれば、分別しない家には有料のごみ袋を渡して、それを資源にやればいいし、分別したときは無料で回収すればいい。 そういうお金の使い方をすればきっと行政側にもメリットもあるし、有料ごみ袋で行政の資金になるはずである。 なんて強制的に分別させられるのか意味が分かりません。 どうしてもやりたいのであれば、町民に選択するようになって下さい。</p>	<p>町は平成20年度からごみゼロを目指す「ゼロウェイスト」により焼却ごみの減量化等を目指している背景や令和2年度に策定された「鎌倉市・逗子市・葉山町広域化実施計画」等に基づき今回生ごみの分別を計画しています。 分別については極力わかりやすい分別ができるよう周知を心掛け、分別が不十分な排出者には分別指導を図りたいと考えております。 いただいたご意見については、今後の取組みを進めて行くうえで、参考とさせていただきます。</p>
2	全体	<p>1. パブリックコメントでより良い意見を募集するためには・・・ 生ごみ資源化のコンセプトは何かを明確にして制度設計の概要説明を、又、決定に至った根拠データを提示すること 「生ごみ資源化施策」の脱炭素社会の実現、焼却の抑制、ごみ処理コスト削減等のコンセプトが無い。コンセプトを明確にした上で、ごみ処理がどう変わるのかの概要説明が必要。 その上で制度設計（案）では根拠データ、出典、算式など附して詳細説明すべきではないか。 根拠データ、出典、算式は必須アイテムであり、部分的にいいとこ抜き取り（例、生ごみ資源化処理に伴う財政効果は約3,000万円減）ではなく施策の事実を書くべきである。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取組みを進めて行くうえで、参考とさせていただきます。</p>
3	全体	<p>2. 誤解を招く表現は改めること、 現行の「燃やすごみ」収集を可燃ごみ収集と表現するのであれば、文中全て統一すべき。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、処理に関する記載は主に処理の表現として用いている可燃ごみと表記し、分別収集に関する記載は主に分別区分名として用いている燃やすごみと表記して統一して修正いたしました。</p>
4	全体	<p>4.1 何の制度設計（案）なのか、名称の統一が必要 ・パブコメ79 葉山町の生ごみ資源化処理に関する制度設計（案） ・お知らせの案内 葉山町の生ごみ資源化処理施設に関する制度設計（案） ・計画の内容 葉山町の生ごみ資源化処理施設に関する制度設計（案） ・クリックすると 葉山町の生ごみ分別に関する制度設計（案）</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、修正いたしました。</p>

5	全体	<p>4.3 それぞれの効果の数値には根拠データ及び算式の補足が必要 制度設計末部に参考資料として表それぞれの試算値の根拠データ及び出典、それに用いた算式の掲載が必要、でないと説明の検証が出来ず信憑性が乏しい。 具体例 4.2生ごみ資源化処理に伴う財政効果の表 4.2.1の 燃やすごみ処理費単価は、 ①2021年度の単価；3.75万円／tで計算。 ②2025年度の単価；2.96万円／tで計算。 2025年度の処理費単価2.96万円／tが下がった主な要因は、2024年度からの逗子焼却炉設備償還による減額によるもの（約5300万円／年 2024年度予算より）で、それに加え、逗子市が鎌倉市の「燃やすごみ」を8,914 t／年（内、逗子市と葉山町で行う生ごみ資源化で減量した分5,400 t／年）を受け入れることによる相乗効果を加味した単価である。 生ごみ資源化処理によるものではない、2市1町広域ごみ処理によるものである。 生ごみ資源化処理に伴う財政効果を言うのであれば焼却単価は①の3.75万円／tで計算すべき。 根拠データが無いとこのような検証ができない。他にも同じようなケースが見受けられる。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取組みを進めて行くうえで、参考とさせていただきます。</p>
6	全体	<p>4.5 誤記等 1) 応募用紙に日付記入が無い</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取組みを進めて行くうえで、参考とさせていただきます。</p>
7	全体	<p>生ゴミ処理について 資料を読んでいると導入するメリットの数値が並べられているのいかにもいいように見えるが実際にはどうなのか疑問が残る。根拠となる数値が本当に適正かも含め考えなければならない。実際に議会での答弁を聞いていると疑問は多く残る。 一般住民が専門知識もなくこれを見たとしても判断できない。しかし現段階でごみの分別は1つ増えるということは負担がかなり大きい。行政は1つだけ増えると思うだろう。協力を求めるですむがそれだけでなくも葉山は面倒な地域である環境と言っても住民の負担がここまで増えることに営んでは考えなければならない。 なぜかというごみの種類が多くなるということはキッチンの周りやごみの倉庫などをまた変更しなければならないのだ。葉山だけで先んじて何かをやろう。全国で環境に良い自治体になろうなどと考える人がいるならそれはやめたほうが良い。 キッチンメーカーやゴミ箱メーカーがその対応をした後でもいい。そしてごみの発生は製品の製造販売業者にも関係する。ゴミを出したくなくても全ての製品にゴミがついてくる。同じような梱包材でも環境先進国ではゴミ処理がしやすいようになっているし分別も少ない配慮がされている。特に生ゴミとプラスチックバックの混在は深刻な問題だ。自治体の成績表を上げるためだけだったら絶対やめてほしい。葉山は環境にやさしい自治体でもなんでもない。住民が無理して昔ながらの葉山を守っているだけである。高齢化が進み表面的なエコが崩壊する日は迫っている。ごみの収集場所を見てもそうだろう。ゴミを捨てるがその場所を掃除する人はだんだんと減っている。特に町外からの転入者が多い地区は顕著なのではないだろうか？ もう少し様子を見るべきだと思う</p>	<p>生ごみを資源化することにより環境負荷及び財政の軽減につながるなど種々の効果を期待できます。生ごみを分別することのご負担をおかけすることになりますが、既述の効果をご理解いただき生ごみ分別にご協力をお願いいたします。</p>

8	全体	<p>意見：制度設計（案）の説明会を開催してからパブリックコメントを行うべきである。</p> <p>理由：本事業のパートナーである逗子市は、別紙の通り2年前から住民に対し制度設計について説明会を何回も行った後に、パブリックコメント（以下パブコメ）を実施するなど丁寧に進めて来た。</p> <p>一方葉山町は事業開始の半年前になって制度設計（案）の発表と同時に住民説明会で内容の説明もせず、いきなりパブコメを行う。</p> <p>住民を無視した進め方であると言わざるを得ないし、住民参加のアリバイ作りの為のパブコメとしか思えない。</p> <p>本事業は住民生活に直結する重要な問題であるだけに、制度設計の内容を住民に懇切丁寧に説明し意見を聴くことが、市政の基本であり義務でなかろうか。</p> <p>逗子市のように市長自ら出向いて説明するという親切心も無く、制度設計の内容は町のHPを見れば分かる、役場・図書館に来れば資料があるから見てくれとのことです全く不親切である。</p> <p>逗子市が住民に対して丁寧に説明しながら進めているのは、逗子市には「逗子市市民参加条例」（2005年制定）があり、その第7条（1）（2）（3）（4）等で「市の基本方針の策定・変更や市民生活に重大な影響を与える制度の導入又は改廃は市民参加の事案」となっているからと思われるが、住民生活に重大な影響を与える施策は、葉山町においても同様の条例の有無に係わらず、こうしたマインドで事業を進めるのが当たり前の事ではないだろうか。葉山にはこうした制度が無いのが理由であるのなら、町民参加の条例を作るべきである。以上</p> <p>逗子市生ごみ資源化事業の進め方</p> <ol style="list-style-type: none"> 2022年3月：制度設計（案）を策定 ⇒内容を市民参加制度審査会（市民協働課主催）に報告・承認 6月：廃棄物減量等推進審議会に諮問 7～8月：制度設計（案）の説明会（市役所他8ヶ所で16回） ⇒内容を市民参加制度審査会に報告・承認 11～12月：パブリックコメント実施 ⇒内容を市民参加制度審査会に報告・承認 2023年2月：制度設計の確定 5月：議会で可決 2024年7月～8月：「生ごみ分別収集・資源化」市民説明会（市役所他9カ所で14回） ⇒内容を市民参加制度審査会に報告・承認 	<p>いただいたご意見については、今後の取組みを進めて行くうえで、参考とさせていただきます。</p>
9	1	<p>意見を求めるならば、資料の『はじめに』で何故必要なのか、何に使うのか、それをどのように使うのか、これこれの費用対効果が見込める、など町民がひと目でなんとなくでも理解できるインパクトある資料が作れないものですかね。資料としては自己中感が強いすな。読んでて疲れてしまう。まあ全体像はぼんやり見えたが。返信不要です。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取組みを進めて行くうえで、参考とさせていただきます。</p>
10	2	<p>生ごみの堆肥化については賛成です。</p> <p>ただ、地域の廃品回収所を見る限り分別をしないで出す人が一定数いて改善しないので、生ごみの定義をはっきりとさせて常に住人に認知させる徹底が必須だと感じます。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の取組みを進めて行くうえで、参考とさせていただきます。</p>

11	2.3	<p>『表2.1.1 生ごみの範囲の例示』はわかりやすいと思います。しかしこれはこれとして、生ごみ自家処理者への取り扱い注意ということについては、「なお、生ごみの自家処理を行っている家庭では、従前どおりの方法で燃やすごみを仕分けてください」などの表現でお願いしたいところです。ごみ削減という基本政策に賛同し、具体的処理ノウハウをもち協力してきた自家処理者に対し『自主的判断を尊重する』という評価を示していただくことが、今後の自家処理継続への大きな励みとなるものと思われるからです。</p> <p>【補足】 私は、ほとんどの生ごみをキエーロで自家処理をしています。分解されやすいように予めミキサーで生ごみを砕きますが、タケノコの皮や貝殻等の扱いは困っていました。今回の(案)では、処理困難な生ごみについては、「生ごみ」・「燃やすごみ」どちらでも排出可能と明記され一安心しています。</p>	<p>P2の「2.2生ごみの例示」に記載のとおり、自家処理を優先する考えのもとで引き続き環境負荷及び財政の低減効果を期待できるなどの有効性を示すなどして自家処理の継続と推進を図っていきます。</p>
12	4	<p>葉山町はゼロ 웨스트宣言をいわば「町是」として掲げ、生ごみ処理にもさまざまな支援策を取ってきました。当然生ごみの排出も減るはずですが、実際は葉山町の生ごみ組成割合は46.8%で、逗子市の36.5%と比べ差があります。なぜ葉山町は生ごみ組成割合が高いのでしょうか？</p> <p>2019年12月の住民説明会では、「葉山町の可燃ごみには合成樹脂類などが入らないため、生ごみの比率が高くなっている。比率が高いから生ごみの量が多いではない。」との説明でした。</p> <p>分母となる「燃やすごみ」の範囲が自治体によって異なるのであれば、そこから生ごみ組成率を割り出してもそれにどんな意味があるのでしょうか。</p> <p>【補足】 葉山町民は、玄関先まで収集に来てもらい、多量のごみを排出しても無償というサービスを受けています。しかし、本当に「町是」を理解し協力しているのでしょうか。</p> <p>葉山町の生ごみ組成割合が高いことについて、2019/R元年12月14日開催の「2市1町ごみ処理広域化実施計画住民説明会」では以下のやり取りがありました。</p> <p><町HPから抜粋></p> <p>【質問】素案に示されている葉山町の生ごみの比率が鎌倉市・逗子市に比べると多くなっている。生ごみ自家処理世帯の普及率は4割を超えているとあるが、この比率を見る限り実際の生ごみ自家処理は進んでいないのではないかと感じる。</p> <p>【回答】生ごみの組成率については、葉山町が一番高い数値となっている。合成樹脂類について葉山町は圧倒的に少ない。葉山町の可燃ごみには合成樹脂類などが入らないため、生ごみの比率が高くなっている。比率が高いから生ごみの量が多いということにはならない。</p> <p>キエーロを含む生ごみ自家処理容器の普及率は約40%となっている。職員が販売先に1件1件電話をし悩みの解決や使い方のアドバイスをしている。</p>	<p>燃やすごみの範囲は市町ごとに異なっており、葉山町の燃やすごみの分別区分にはプラスチックごみ等が入らないため、組成分析においては、他自治体に比べて生ごみの比率が高くなる傾向があります。また、生ごみ排出量の推計にあたり、分母となる現在の燃やすごみの組成割合やごみ量等が異なることから、逗子市と葉山町それぞれで算出してあります。なお、ごみの分別区分等が異なり同じ条件での比較とならないことから、生ごみの組成割合の比較で自家処理の普及率が比較できるものではないことをご理解ください。</p>
13	4.5.8.25.26	<p>4.2 財政効果、環境保全効果について統一性を</p> <p>表11.1.1葉山町の生ごみ分別に伴う総合的な財政効果と、表3.2.1、表3.2.2の生ごみ排出量、及び表3.3.1の生ごみ資源化処理施設規模算定結果は逗子市・葉山町分別表示。</p> <p>表4.2.1の生ごみ資源化処理に伴う財政効果は逗子市・葉山町合算表示。</p> <p>整合性が取れてなく、葉山町単独の生ごみ資源化処理に伴う財政効果が見えない。</p> <p>又、11.2 葉山町の生ごみ分別に伴う総合的な環境保全効果(温室効果ガス)は、運搬車両のCO2発生量があるのに対して、表4.3.4 CO2 排出量の比較ではそれが含まれてなく整合性が取れていない。</p> <p>CO2発生要因全てを織り込むべき。</p>	<p>今回の財政効果の整理については、資源化処理に関する項目は逗子市と葉山町の生ごみを合わせて処理するため合算表示、分別収集が加わる総合的な項目は市町で収集方法が異なるため分別表示とさせていただきます。</p> <p>また環境保全効果(温室効果ガス)においても、表4.3.4は資源化処理における効果であることに対し、表11.2.1は収集も加えた総合的な効果であるため、運搬車両のCO2も含めております。</p> <p>表記方法については、今後の取組みを進めて行くうえで、参考とさせていただきます。</p>

14	5	<p>この章で示されている「生ごみ排出量」という語句の定義についての確認です。 ここで言われている「生ごみ排出量」とは</p> <p>地域で発生したすべての生ごみ量 - ・自家処理した生ごみ量・自家処理できなかった生ごみ量・生ごみ分別に協力せず燃やすごみの中に混入して排出された生ごみ量 =生ごみ処理施設に搬入された生ごみ量 「生ごみ排出量」</p> <p>を指すと理解しました。であれば、正確を期すため「生ごみ排出量：生ごみ処理施設に搬入された生ごみ量」のような〔註〕が必要ではないでしょうか。</p>	<p>P5の3.2に記載の生ごみ排出量は、ご指摘のとおり町民の皆様が自家処理された生ごみ量は含まれておりません。</p> <p>算出の条件といたしましては、P4の3.1（1）に記載のとおり2017年度から2021年度までの5年間の可燃ごみ量及びP5の注釈3に記載のとおり、収集（分別）生ごみ量から算出した分別率をもとに算出しております旨記載しております。</p>
15	8.25	<p>4.5 誤記等 2) 25P 11.1 葉山町の生ごみ分別に伴う総合的な財政効果 葉山町の総合的な財政効果を、「4.2 生ごみ資源化処理に伴う財政効果」と「10.4 生ごみ収集及び運搬に伴う財政負荷」を合わせて整理すると表 11.2.1に示すとおりであり、・・・ 正：表 11.1.1</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、訂正いたしました。</p>
16	9	<p>葉山町はゼロ 웨스트宣言して以来、これをいわば「町是」として掲げ、ごみ減少を呼び掛けて、生ごみ処理にもさまざまな支援策を取ってきました。前述2019/R元年12月14日開催の『2市1町ごみ処理広域化実施計画住民説明会』での質問でも「キエーロを含む生ごみ自家処理容器の普及率は約40%となっている。」との説明がありました。以来4年半が経過した現在、生ごみの自家処置の普及はさらに進んでいることと思われます。</p> <p>葉山町全体で実施されている生ごみの自家処理ついて、数的把握を行い、それを温室効果ガス削減や化石燃料削減の数値に換算して公表し、町民の更なるやる気を引き出させることを考えていただきたいと思います。</p> <p>【補足】 今回の行政による生ごみ分離収集は、葉山の生ごみ削減策のダブルスタンダードだと感じています。 自家処理という面倒は止めて広域収集に任せるという安易な選択を助長しかねません。 自家処理者に今までの頑張りがメリットだと感じさせる支援が必要です。</p>	<p>令和元年度以降、継続して自家処理容器を販売しており、延べ件数は増えております。しかしながら、実際には継続して使用できていない方や老朽化したまま止めてしまった方など、普及率の把握ができていないのが現状です。</p> <p>また、自家処理を継続されている方がどのぐらいの量の生ごみを処理されているのか把握が困難であるため、CO2等の削減量を算出することもできません。</p> <p>今後も引き続き自家処理の継続と推進を図るためには、ご指摘の通り数字を示すことも効果的と考えますので、いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>

17	12	<p>【意見】 生ごみ処理の先進地事例を見るとかなりの臭気対策が要ると報告されています。一方、葉山町職員が視察した『美唄市及び網走市生ごみ資源化処理施設視察報告（R5年2月）』には、臭気や作業所の排気設備に関する報告の記載はなく、クリーンセンター再整備に関する特別委員会（R5年7月18日）での議員からの質問「視察先の臭気はどうでしたか」に対しては、「視察時期が2月ということもあるのか生ごみ臭は感じなかった」と職員は答え、議員側からもそれ以上の追及はありませんでした。</p> <p>前述『2市1町ごみ処理広域化実施計画住民説明会』で町職員は、「臭気対策については一番の課題、万全を期す。皆様に影響のない施設内容にしていきたい。」と断言しました。その流れとして「本（案）：設備概要の③脱臭・集塵設備」の設計がなされています。専門職が吟味しテストプラントの試みもなくいきなりの本稼働には、ただ不安いっぱいとのコメントしか現時点では浮かびません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臭気問題は安心して良いのですか？ ・脱臭ファン、薬液洗浄脱臭装置の先に脱臭装置設置の必要はないのでしょうか？ <p>【補足】 生ごみたい肥処理先進地『生ごみ減容化（HDM）及び堆肥化事業実証試験における検証報告（平成29年7月） 久喜宮代衛生組合』には、悪臭発生については相当問題があったことが報告されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定結果9回のうち8回が規制値を上回った。規制値を上回った場合、悪臭の最大到達距離は1～2km、悪臭苦情は500m以内が中心で、1km以上は遠くないという結果となった。 ・臭気改善 <ul style="list-style-type: none"> ・建屋の屋根と壁に隙間があり、臭気が外部へ漏れていたことから隙間を密封し、建屋内を引圧状態にすることで建屋外部への臭気漏れの改善を図る。施設搬入時のシャッター開閉時に外部へ臭気が漏れていた。 ・脱臭設備は、臭気（酸性臭）に対応可能な活性炭に変更し、活性炭を当初年2回の交換を予定していたものを、2ヵ月に1回の頻度で交換することとした。 ・生ごみの含水率が高く、発酵状態が思わしくないことから酸性臭が発生していたものである。（30分で着衣に臭いが付き、なかなか取れない状態であった。） 	<p>脱臭・集塵設備等については、試運転・引渡性能試験等で性能を確認してから、本稼働を行います。また引渡し性能試験では悪臭測定等の専門的な試験も行いますのでご安心ください。</p> <p>また、今回採用した脱臭システムは、臭気発生源→脱臭ファン→水洗浄塔（粉じん・アンモニア等水溶性悪臭物質の除去）→酸・アルカリ洗浄塔（酸・アルカリ溶解性悪臭物質除去）→大気といった流れになります。</p>
18	12	<p>設備仕様には汚水処理施設の記載がありません。</p> <p>薬液洗浄脱臭装置は、作業所場内から出る臭気や粉じんをクーリングタワーのような設備を通過させて除去するものと思われませんが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環汚水は場内では処理せず下水道に流すのですか？ ・汚水の中和処理はどうするのですか？ ・収集車や装置の洗浄水も下水道に流すのですか？ ・場内から下水道に排出する際に、汚水についての規制はないのですか？ 	<p>排水処理設備は生ごみ資源化処理施設から発生する排水を処理するものであり、付随設備のため記載していません。排水処理設備の処理フローは次のとおりです。</p> <p>生ごみ資源化処理施設発生排水（薬液洗浄水、機器洗浄水、除塵洗浄水） →排水ポンプ槽→沈殿槽→中和槽→宅内樹→下水道</p> <p>なお、生活系排水、洗車排水等は直接下水道接続となります。 下水道への接続にあたりましては、下水道受入基準値に適合させます。</p>

19	16	<p>7.4排出袋及び不適物の処理</p> <p>処理工程で出た排出袋及び不適物の処理については、各市町の分別率等が異なることから、前項の処理費に加え別途処理費を算出し負担するものとする。なお、排出袋及び不適物の処理は焼却処理を基本とする。</p> <p>「各市町の分別率等が異なることから」の文言はどの文脈とつながるのかが不明です。そもそも、分別率とは生ごみ分別に協力してくれる世帯の割合のことで、排出袋及び不適物の焼却処理費用（残渣処理費用）の各自治体案分とは関連がないと思うのですが。</p> <p>また、不適物混入率調査について定義が明確ではありません。</p> <p>不適物混入率調査とは</p> <p>A)収集してきた直後に生ごみを広げ、混入している不適物の組成や量を調べることでしょうか？</p> <p>B)処理工程最終のふるい機から出た「異物」の内容を調べることでしょうか？</p> <p>A)であれば、葉山は葉山、逗子は逗子の生ごみ収集車が運んできた中身を調べ、それぞれの不適物混入率に応じて負担額を案分するのが公平だと思われます。</p> <p>残渣処理負担額＝各自治体の搬入量×不適物混入率 ×焼却処理等にかかる単価</p> <p>B)であれば、両自治体からの不適物が一緒に処理された結果なので各自治体の搬入量に応じて負担するのが公平だと思われます。不適物混入率は関係ありません。</p> <p>残渣処理負担額＝各自治体の搬入量 ×焼却処理等にかかる単価</p> <p>いずれにしても下記のような複雑な式は不要と思いますが。</p> <p>逗子市負担額（円）＝搬入量×不適物混入率×焼却処理等にかかる単価</p> <p>葉山町負担額（円）＝負担額-逗子市負担額</p>	<p>生ごみの不適物混入率は、分別率等の影響も少なからず受けるものと考えております。そのため分別率等が異なる市町で公平な負担をするため、「各市町の分別率等が異なることから」と記載し、別途処理費を算出し負担することとしております。</p> <p>また不適物混入率調査については、ご指摘のA)でご記載いただきました通り収集された生ごみに対して組成分析により不適物混入調査を行い、搬入される逗子市のごみを基準に、負担額を算出することを計画しています。</p>
20	16	<p>（案）に記載なし</p> <p>各家庭からの生ごみの意ほとんどはビニール袋やポリ袋に入れて排出されると思われます。葉山町の場合は、生ごみを入れる袋の指定もなければ排出量の規制もないので、生ごみ臭を嫌い数多くの小分け袋の使用や二重三重の袋重ねもあり、残渣も多くなると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのくらいの残渣量が出ると予想していますか？ ・ビニール生ごみ袋使用も、資源浪費や環境汚染を考えると好ましいことではありません。自宅から生ごみを出さない自家処理推進が決め手と思うので、実践者へのインセンティブをぜひ考えてください。 <p>【補足】</p> <p>クリーンセンター再整備に関する特別委員会(R5年7月18日)で「美唄市・網走市の生ごみ堆肥化処理施設の視察報告」の説明が職員からありました。その中でのやり取り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長：破袋後の残渣量はどのくらいか。 ・職員：聞いてこなかった。 	<p>令和7年3月におきましては、逗子市及び葉山町合わせて21トン程度の不適物等を想定しています。</p> <p>排出袋等に関しては、衛生的な観点等から二重袋等での排出を可能としているところです。環境負荷とのバランスをどのように図っていくか等、いただいたご意見については、取組みを進めて行くうえで、参考とさせていただきます。</p> <p>また、ご指摘の通り環境負荷を軽減するためには、自家処理の有効性を示し推進することが効果的と考えますので、引き続き周知活動に努めてまいります。</p> <p>なお、インセンティブにつきましては、今後の施策を考えるうえで参考とさせていただきます。</p>
21	16.17	<p>4.4 7.3 負担方法は事務委託契約と異なる、8 製造される堆肥の分配方法も同様</p> <p>年毎の契約で異なるのであれば、概念のみ記入。</p>	<p>排出物及び不適物の処理や製造される堆肥の分配方法については、両市町の協議で取り決めた方法にて行います。</p>
22	20	<p>2. 誤解を招く表現は改めること、</p> <p>2.2 “葉山町の生ごみ収集については、当初排出抑制や経費の観点から生ごみ収集週1回、燃やすごみ収集週1回での戸別収集方式を想定し事業を開始したが・・・”</p> <p>正確には、「生ごみ」収集週1回、「燃やすごみ」収集週1回で実証実験をしたが・・・である。</p> <p>事業はまだ開始していない。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、修正いたしました。</p>

23	20.21	<p>2. 誤解を招く表現は改めること、 特に目立つのは、10.2 生ごみ・燃やすごみの収集方法について</p> <p>2.1 “逗子市の生ごみ収集については、（中略）現行の可燃ごみ収集と同様に週2回、ごみステーション収集方式としている” 正確には、現行可燃ごみ収集週2回を、分別した「生ごみ」収集週2回+「燃やすごみ」収集週2回としている。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、修正いたしました。</p>																				
24	20.21	<p>3. 生ごみ・燃やすごみの収集方法について 住民利便性と生ごみ分別量確保を考えれば、逗子市のように「燃やすごみ」収集週2回+分別した「生ごみ」収集週2回が妥当 葉山町は当初、「生ごみ」週1回、「燃やすごみ」週1回（以下収集1：1）収集を想定していたと言うが、生ごみ資源化施策のコンセプト、脱炭素社会の実現、焼却の抑制を目指すためには、住民サービスを維持しつつ生ごみ分別量確保が最重点課題であるはずである。 収集1：1で住民サービスを維持できるのか、目指す生ごみ分別量確保が出来るのか（燃やすごみに生ごみも出され、目指す生ごみ分別量確保は減る）を考えればあまりにも甘い、ブアな想定と言える。 ①「生ごみ」週2回、「燃やすごみ」週1回（以下収集2：1） ②「生ごみ」週2回、「燃やすごみ」週2回（以下収集2：2） に余儀なくされるのは容易に想像できたはずである。 あたかも収集2：1に改善したかのような記述は避けるべきである。 4地域の実証実験報告書によると、「燃やすごみ」週1回収集で困った人は4地域206人の内42.5%であった。 この4地域は、生ごみ分別に積極的に協力して頂けた地域であることを考えると全町では50%超を前提に考える必要がある。 住民利便性と生ごみ分別量確保を考えれば、逗子市のように②収集2：2が妥当ではないか。 4地域での実証実験で生ごみ分別収集が、 “収集2：1、付帯事項として紙おむつの保管時の臭い等の課題に対しては保管容器や消臭剤による臭気対策等の情報を周知” に決定した根拠は何か、なぜ、逗子と同じように収集2：2にできないのかの説明が必要。 具体的には、次のように収集方法別に実証実験結果からの住民利便性、生ごみ分別量、ごみ処理費試算からの収集費用、可燃ごみ処理費の比較表を示すことが求められる。</p> <table border="1" data-bbox="358 877 896 1037"> <thead> <tr> <th></th> <th>住民利便性</th> <th>生ごみ 分別量</th> <th>収集費用</th> <th>可燃ごみ 処理費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・収集1：1</td> <td>×</td> <td>△</td> <td>従前と同じ</td> <td>3億7,251万円</td> </tr> <tr> <td>・収集2：1</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>約5,560万円増</td> <td>3億4,302万円</td> </tr> <tr> <td>・収集2：2</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>約1億1,120万円増</td> <td>3億9,862万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（ごみ処理費は表11.1.1より）</p> <p>収集2：1は、逗子焼却炉設備償還による減額約5300万円/年（2024年度予算より）がある為、可燃ごみ処理費は2,949万円下がっている。 収集2：2にした場合、収集費約5,560万円増となるが、可燃ごみ処理費は2,600万円増の3億9,862万円です済む計算になる。 住民の利便性維持するのに2,600万円増は安い投資ではないか。 財政上の問題があるのであれば、町として収集2：2のごみ処理費の許容できる額を示し、それがごみ処理費試算でいかほどオーバーしたかを示すべきだ。 他に問題があるとすればそれを明記すべきではないか。</p>		住民利便性	生ごみ 分別量	収集費用	可燃ごみ 処理費	・収集1：1	×	△	従前と同じ	3億7,251万円	・収集2：1	△	○	約5,560万円増	3億4,302万円	・収集2：2	○	○	約1億1,120万円増	3億9,862万円	<p>いただいたご意見については、今後の取組みを進めて行くうえで、参考とさせていただきます。</p>
	住民利便性	生ごみ 分別量	収集費用	可燃ごみ 処理費																			
・収集1：1	×	△	従前と同じ	3億7,251万円																			
・収集2：1	△	○	約5,560万円増	3億4,302万円																			
・収集2：2	○	○	約1億1,120万円増	3億9,862万円																			
25	20.21	<p>生ゴミ、燃やすゴミについて 生ゴミを袋に入れて週2回収してもらえるのは安心しましたが、 我が家はオムツ、ペットシートを燃えるゴミで捨てているので燃えるゴミも週2回収していただきたいと思っています。 葉山町では愛犬家多頭飼いのお家が多いと思いますのでそこへのご配慮もいただけたら幸いです。 よろしく願い致します。</p>	<p>紙おむつ等に関しては、いただいたご意見を踏まえ、保管、収集や処分の課題等の観点から、試行等の取組みを実施することにより課題解決を行う旨を追記いたしました。</p>																				

26	20.21	<p>葉山町一色地区にあるマンション管理員としての意見です。</p> <p>葉山町の新しい個別収集体制に表示された「一色地区、燃やすごみ、月曜日」の見直しを要望します。</p> <p>私は葉山町一色地区にあるマンション（４３戸）の管理員として週２～３回、パートタイマーとして従事しており、ごみ収集の管理も担っております。マンション住民のごみはごみ集積場で管理しており、戸別収集としても資源ステーションとしても同一のごみ集積場で処理しています。現行では燃やすごみの収集は火曜日と金曜日ですが、新しい収集では月曜日となり、月２回の資源ステーション収集（びん類、ペットボトル、白色トレイ、廃食油）とパッキングすることになります。現状でも燃やすごみ収集は多量で、ペットのトイレ処理やオムツもあることから、生ごみに分別されるようになって削減量は少ないと見込まれます。また、月２回の資源ステーション収集についても、びん類３かご、ペットボトル２かご、白色トレイ１カゴで処理していますが、毎回いっぱいになり、特にペットボトルは２かごとは別にポリ袋で７～８袋のごみ出しとなっています。以上のように燃やすごみと資源ステーションの両方を同一のごみ集積場に、同時にごみ出しするのは大問題で無理に強行すれば、燃やすごみとペットボトルやびん類等をごみ出しするマンション居住者がごみ集積場でごみ出しできずに途方に暮れるのは明らかで、ごみ収集の担当者もごみ集積場からごみを取り出すのに大混乱となることでしょう。このような問題について計画立案部署とごみ収集担当部署とどのような協議がなされたのか何ら説明文がありません。以上の事由から、本制度設計が断じてそのまま実施されることがないように、葉山町の新しい個別収集体制に表示された「一色地区、燃やすごみ、月曜日」の見直しを要望します。なお、葉山町堀内の個人としての意見書は別途提出します。</p>	<p>紙おむつ等に関しては、いただいたご意見等を踏まえ、保管、収集や処分の課題等の観点から、試行等の取り組みを実施することにより課題解決を行う旨を追記いたしました。</p> <p>ごみ排出量を減らすことは環境負荷及び財政の軽減につながりますので、これからも町民の皆様にごみ減量への取り組み施策を行っていきます。排出場所での工夫等を行ってご協力いただければと思います。</p>
27	20.21	<p>可燃ごみ収集を従来同様週２回とするよう要望します。</p> <p>ごみの収集については大変感謝しております。我が家では猫が１匹おり、トイレの砂がたまり、重量もあるので、収集の方のご負担となり気にしておりましたが、週２回から１回の収集となると大きな心配事となります。猫は小型なのですが、よく食べよく飲んでいるせいか、トイレ処理は毎日多量で重さもありません。ごみ収集に立ち会う際は、重くてすみませんと声をかけると、収集の方が何でもないと気持ちよく対応してくれますが、可燃ごみが週１回となると腰を痛めかねない重量となり、正月明け同様の重大事となるのは明らかです。以前は犬も２匹おり、糞の処理もよく承知しております。ペットの飼育数は年々増加しており、猫の方が多くなっているそうです。以前と違って、飼い猫を家の外に出さないようになっており、狂犬病の接種義務とステッカーもないことから、猫については見えにくいものがあると思いますが、ペットのトイレ処理は半端な量ではなく、密封しても臭いの問題も懸念されます。在宅介護に尽力されているお宅では、おむつ処理の問題も大きくなることと思われます。</p> <p>隣の逗子市では現行の可燃ごみ収集と同様に生ごみも可燃ごみも週２回、ごみステーション収集方式とのことで、葉山町は劣後してしまうかと落胆します。生ごみ資源化処理に伴う環境保全と財政効果の説明は、町役場としての功績になるかもしれませんが、住民に生ごみ処理の手間を押しつける内容であり、住民からは評価されないでしょう。実証実験についても自治会長の方が行政に積極的に協力したものであり、住民説明目録でないことは想像がつかます。加えて、行政をチェックする立場にある町議会議員も何ら機能していないようです。</p> <p>住みたくなる町として評判の高い葉山町が生ごみ分別に関する制度設計は、住民の負担を増加させる上に葉山町の住環境が悪化することが想定される内容であり、可燃ごみ収集を従来同様週２回とすることを要望します。</p>	<p>紙おむつ等に関しては、いただいたご意見等を踏まえ、保管、収集や処分の課題等の観点から、試行等の取り組みを実施することにより課題解決を行う旨を追記いたしました。</p> <p>生ごみを資源化することにより環境負荷及び財政の軽減につながるなど種々の効果を期待できることから、生ごみ分別にご協力をお願いいたします。</p>

28	20.21	<p>P20 10.2 生ごみ・燃やすごみの収集方法 「妥協策」を！</p> <p>『生ごみ収集を週2回とした。燃やすごみ収集を週1回とした。燃やすごみについては、生ごみ分別収集実証実験を行った地区の半数以上が週1回収集でも問題ない旨を答えている。なお、紙おむつの保管時の臭い等の課題に対しては、先進地自治体で対応できていることや2024年(令和6年)5月に実施した紙おむつ保管容器等の使用状況調査により保管容器や消臭剤の一定の効果が認められたことから、効果が認められた保管、臭気対策等の情報を周知することで、課題を解消していきたいと考えている。』</p> <p>について…</p> <p>『半数以上が週1回収集でも問題ない旨答えている』ということは、一方、実証実験を行った半数以下ではあるが、週1回収集に不安(問題ありと考えている)を持っている人がいるといえる。これを「半数以下の不安(少数意見)として切り捨てられていいものであろうか？</p> <p>この不安は現実のものとなるのが十分予想される。</p> <p>試行期間において、混乱を生じることが予想されるので、あらかじめ対策(=妥協策！)を講じておく必要があろう。</p> <p>その対策のひとつが、週2回の生ごみ収集日のうち週1回は紙おむつについては「例外的に回収する」方法である。</p> <p>または、生ごみ収集週1回、燃やすごみ週2回とし、燃やすごみの中に生ごみが混じっていても回収する方法もある。</p> <p>是非、この対処方法をご検討いただきたい。</p>	<p>紙おむつ等に関しては、いただいたご意見等を踏まえ、保管、収集や処分の課題等の観点から、試行等の取り組みを実施することにより課題解決を行う旨を追記いたしました。</p>
29	20.21	<p>私は、燃やすごみは週1回出しています。なるべく家にいる時に、収集の車が来る時に、あいさつをしながら手わたしをします。(ふたつきのバケツを買っていないので)もちろん生ごみは、庭に埋めています。</p> <p>紙おむつは、量が多くて、週1回の収集だと困ると思います。具体的な対策を考えないといけないです。</p> <p>生ごみ処理が家で出来なかったり、高齢でいろいろ対処できない人たちの対策が必要ですね。とにかく生ごみ分別には賛成！！</p>	<p>紙おむつ等に関しては、いただいたご意見等を踏まえ、保管、収集や処分の課題等の観点から、試行等の取り組みを実施することにより課題解決を行う旨を追記いたしました。</p>
30	20.21	<p>衛生的な観点から生ごみ収集が週2回というのは妥当と考えます。しかしながら、その生ごみの水切りに使用する新聞紙(臭い防止や虫が湧くのを防ぐため、生ごみを包んでいます。)は燃やすごみ扱いとなると、週1回の収集では衛生が保てそうにありません。水切りネットやティーバッグ、ドリップバッグは生ごみ扱い可、とのこと。生ごみと分けることの難しい新聞紙も、一緒に出してよいことにはならないでしょうか(ティーバッグ等は新聞紙と違って破砕袋機で容易に取り除ける、或いは堆肥の原料として問題ないということでしたら仕方ありませんが)。この話が持ち上がってからずっと、どういう形で生ごみを収集するのか気になっておりました。ビニール袋に入れて捨てるのはおかしいと思っておりましたが、破砕袋機で、外袋はもちろん中の小袋まで取り除けると考えてよいですね。よりよい形でのスタートを願っております。</p>	<p>生ごみ資源化処理施設に導入される破砕袋機はビニール袋、小袋、水切りネット等にも対応できるため、同様にティーバッグやドリップバッグも取り除くことが可能です。またビニール袋については外袋と小袋の二重で排出されたとしても破砕袋機で対応可能です。しかしながら水切り用の新聞紙や紙ナプキン等の濡れた紙類は破砕袋機で取り除くことが困難なものとなるため、生ごみではなく燃やすごみで排出していただきますようご協力をお願いします。</p>
31	20.21	<p>10.2生ごみ・燃やすごみの収集方法で、燃やすごみを週一回の収集でも4地区のうち3地区の半数以上が問題ない旨を答えており、週一回にするという方針の点に心配があり、意見します。(現時点での我が家は4人家族で紙おむつを使う人やペットもおらず、介護が必要な人もいないため、週一の収集で問題ないですが、)たとえ数は半数以下だとしても2回は必要と思われる方がいて、その方の中では紙おむつなどのゴミを7日分も家にためておかないといけないことを考えると、当事者に対して、がまんを強いたり、衛生的にも悪化するのではと考え、懸念してしまいます。そういった家庭への配慮が家庭での努力に代わらずに解消してほしいです。対策の情報の周知ではなく、週2回の収集や、臭気対策等への補助など、当事者の負担にならないようにしてほしいです。</p>	<p>紙おむつ等に関しては、いただいたご意見等を踏まえ、保管、収集や処分の課題等の観点から、試行等の取り組みを実施することにより課題解決を行う旨を追記いたしました。</p>

32	20.21.28	<p>パブリックコメント募集の実施有難う御座います。燃えるゴミの回収頻度についての意見です。4地区での実証実験結果をもとに週一回への変更を実施する計画になっていますが、各地区で保管場所や紙おむつ・ベットのふんの匂いのため、週一では困ったという世帯が上山口55.9%、真名瀬38.9%、一色39.1%、三ヶ浦32.7%という結果がでています。真夏を含む6-8月に実施された真名瀬地区は希望者のみ36世帯が実証実験に参加しており、匂い対策の保管容器の貸与を受け試したのは7世帯のみ。町の燃えるゴミのうち、紙おむつ8%・ベットのふん/シート6%をそれぞれが占め、高齢化やベットの飼育率も増加予想の中、このn数の限定的なアンケート結果と先進自治体の事例のみで決定してよいか疑問です。保管場所がなくて困ったというのが、各地区で共通して燃えるゴミ収集頻度減少の1番のネックとなっているのに、臭い対策の保管容器を貸与すればよいというのが解決案というのにも、矛盾を感じます。子育てや介護に本当に忙しく大変な思いをしている世帯はそもそも実証実験やアンケートにも参加できていないかもしれない。今回の分別方法変更のポスター等も生ゴミの回収開始の方にファークラスがあり燃やすゴミの頻度減少については深く資料を読み込まないと目に入りません。育児や介護に大変で町としてサポートが必要な世帯の実態に即した意見が本当に吸い上げられているのか、ぜひ今一度確認した上で計画を決定して頂きたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。</p>	<p>紙おむつ等に関しては、いただいたご意見等を踏まえ、保管、収集や処分の課題等の観点から、試行等の取り組みを実施することにより課題解決を行う旨を追記いたしました。</p>
33	30	<p>ごみの減少の取り組みは、個人の意識に拠るところが大です。生ゴミ収集説明会では、「生ゴミの自家処理にトライしてみませんか」をぜひ訴えていただきたい。</p>	<p>ご意見いただきましたとおり、多くの方に自家処理の効果を知っていただきごみの減少を推進することは、本町が目指すゼロウェイストの取り組みに大きく貢献するものと考えますので、住民の皆様に直接お話しできる住民説明会の機会を活かし、周知啓発を図ってまいります。</p>
34	38	<p>燃やすごみ回収を週1回にする計画に反対します。福祉に繋がっていない人を、可燃ごみ回収の回数を減らすことで困窮させる恐れが強いからです。私の身内や友人に病や老いでごみ出しに苦労する人が増えてきました。また葉山は犬や猫と暮らしている世帯が多い町です。高齢化や外で排尿をさせずペットシーツを使用している人もいます。水分を含んだシーツは重く、ごみ出しが大変です。週1の燃やすごみを逃すと2週間分を貯めることになりさらに困難になります。何よりも心理的な負担が増します。P21の「効果のあった保管容器や消臭剤の周知」では解決できない問題です。分別はある程度、心身に余裕がなければ難しい作業です。負担なく気持ちよく分別に協力できるような制度設計を望みます。燃やすごみは週2回を維持したまま、堆肥化する生ゴミを「たいひにする生ゴミ」として週1回の回収にすることを提案します。計画案の表10・2・2によると現在の資源物回収の日に燃やすごみを戸別回収するとありますが、この日を「たいひにする生ゴミ（資源物）」とする方がより、生ゴミは資源なのだと認識しやすいのではないかと考えます。燃やすごみを減らすには住民の幅広い支持が必要です。住民が協力しやすい制度設計を望みます。生ゴミは野菜や花の栄養になって活きる資源だと、平易な言葉で繰り返し説明すれば仕方なく協力するのではなく、積極的に気持ちよく協力する人が増えると思います。週2回出せていた生ゴミが1回になると負担が増える家庭は実証実験で判ったことですので、「たいひにする生ゴミ」の分別が難しい家庭は燃やすごみの中に生ゴミが入っていても回収すると積極的に広報してください。</p>	<p>現在の分別収集においても、燃やすごみではないごみを分別が困難という理由で燃やすごみで出せるものとはしておらず、生ゴミ分別が開始された際にも同様に考えております。紙おむつ等に関しては、いただいたご意見等を踏まえ、保管、収集や処分の課題等の観点から、試行等の取り組みを実施することにより課題解決を行う旨を追記いたしました。</p>

○匿名回答者意見（参考）

NO	ページ	頂いたご意見	町の対応
1	全体	<p>はじめに) パブリックコメントです。 (生ゴミ分別に関する制度設計とゴミ処理基本計画改訂案について) 大変恐縮ですが、長文になったのと、別紙を添付、という形式をとりましたので、指定の様式とは異なる提出となりました。匿名で恐れ入りますが、葉山の希望浴れる未来の為に、よろしくお願い致します。</p> <p>○堆肥化への課題 生ゴミ分別に関する制度設計（案）は、「堆肥化可能」という前提ですが、家庭ごみは異物が多く、堆肥化に不向きなのだそうです。 例えば、食卓に食材をこぼして、紙ナプキンで拭き取った時、それを紙ナプキンと食材とに分別して捨てる人は、ほぼ皆無ではないでしょうか。 高齢者などは特に…。 堆肥化に成功した自治体もあるようですが、葉山町とは異なる機械&やり方の様子。 もし堆肥化しなかったら、別の問題も浮上するのでは?と懸念があります。 そうならないよう、現時点ではきちり分別されている生ゴミだけを収集した方が堆肥化の可能性が高まると考えました。具体的には、事業者(特に外食産業や給食・配食センター)の生ゴミなど。 一般家庭のゴミ(生ゴミ含む)は従来通り、燃えるゴミ(逗子担当)とし、堆肥化に資する、異物混入が少ない生ゴミだけを収集した方が、堆肥化する可能性が高く、手間も省けるように思います。</p>	いただいたご意見については、今後の取組みを進めて行くうえで、参考とさせていただきます。

○自家処理のテコ入れ

そもそも、ゴミの全体量を減らすには、

①簡易包装にする(商品の装飾や過剰包装をやめる)…(ゴミと化す(出るゴミの)量を減らす)

②自家処理を増やす…(出たゴミの量を減らす。ゴミゼロウェイスト)

①②が増えるほど、ゴミゼロウェイストに近付くと考えます。

①は葉山町で取組める事があれば実施を進め、

②は実証実験で輝かしい成果を残したものを、更に推し進めたいところです。

一層のゼロウェイストの為に、例えば、コンポスターの補助金枠を増やしてはいかがでしょうか。

財源は、その場限りになるような補助金枠(飲食に費やされるような補助金)を見直し、未来に繋がる投資枠(補助金)を増やす事で確保します。

例えば、電動式コンポスター(パリパリ・キュー)は、集合住宅でも設置出来る大きさ且つ、水分が蒸発されて、ゴミ出しの負荷軽減になります。

(介護保険課などで、「ゴミが軽くなり、ゴミ出しが楽になります」と、高齢の方に設置を勧めても良いかもしれません。操作もボタンを押すだけで、簡単です)

他に【Loofen】も対象にすると、購入したい人が増えるかもしれません。

事業者用のコンポスターもあるなら、その補助金も出したいところです。

ゴミ処理を問題視する町民は少なくありませんが、実情を知らない人は多いです。

(葉山に焼却炉が無く、逗子に焼却してもらっている事など)

特に、ゴミ処理にこんなに税金が使われている、お金がかかる事を知りませんでした。

粗大ゴミの業者がいいところ取りをして、お金を払っている町の方が負担が大きい、と聞いた事があります。

このようなところから、費用削減に取組む事が出来るのではないのでしょうか。

○一番の問題は、町民と情報(危機意識)を共有していない事

町民がそもそも、葉山に焼却炉が無く、逗子(の焼却炉)に依存している事や、来年3月にゴミの分別が変更になる事・その内容を知らない人は多いです。

更には、その逗子の焼却炉も10年後には廃炉になり、その後のゴミ処理はどうなるか、誰も知らない様子。(誰も責任を持たない)

過去に、東京都小金井市がゴミ処理問題でたちいなくなり、他市にゴミ処理を依頼したものの拒否され、結局、新しい焼却場を決めてゴミ処理出来るようになるまでに、10年近くかかったようです。

葉山の未来を、暗示している気がしてなりません。

幸い、10年という時間があります。その間に今後、国の政策がどう変更されても、万全なゴミ処理を確保していないと、小金井市のようなのでは、と危惧します。

いざ、「ゴミ処理出来ない」となってから慌てても遅く、トイレの詰まりと同じで、その日から多くの人が困ります。そして、これは委託でなく、公がする仕事ではないのでしょうか。

なぜならば、民間は採算が取れない事はせず、切り捨てる事が許されるからです。

もし【独占・寡占】となれば、足元を見られて高価格に設定されても弱い立場で、赤字財政化し、撤退されたら困るから、一層、赤字財政に拍車がかかりそうです。

葉山の未来を、そんなリスク下に置きたくありません。

ゴミ処理は住民がいる限り、切り捨て不可な事業です。水道などのインフラも。

◇ゴミ処理広域化は、誰の為?

ゴミ処理広域化は、「廃棄物」関連業界による、業界のための計画、そして、ゴミ処理を通じた地方自治切り崩し政策、自治体と自治権の破壊をもたらし、その先は、民営化。

(民営化といっても、情報非公開の責任不在、町民無視の赤字財政をもたらす)

-地元新聞より

もしこれが事実なら、補助金につられて、最も大切な自治権を失うだけでなく、子孫に負の遺産を遺す事にもなり、断固阻止して頂きたいです。

ゴミ処理広域化だけでなく、近年の国の政策はおかしなものが多いです。

(マイナンバー搭載保険証の法制化など)

それを探るジャーナリストの指摘は、空恐ろしい事ばかり。

国民の税金や預貯金が、特定の人達に流れるよう、法整備されているようで、政治家の仕事とは、特定の業界・団体・富裕層への奉仕、弱者の切り捨てのように見えます。

ちなみに、世界で民営化がすすんだ水道事業は、トップだけが儲けて、水道代は2倍近く値上がりしたそうです。日本も後に続く予定だそうで、地方自治権を発揮して、断固阻止して頂きたいです。

(<https://gendai.media/articles/-/56865?imp=0>)

上記URLの事実を知れば、多くの人が民営化に反対するでしょう。

知らないから、知らぬ間に先に法制化され、民主主義国家でありながら、国民の民意が反映されない【決定事項】が、次々に出てくるのではないのでしょうか。

そのカラクリを、地元新聞が掲載していました。(別紙参照)

結局、ゴミ処理広域化に伴う補助金(飽)は、「民営化」という、特定の団体だけが潤う呼び水で、その先は地方自治体(自治権)の破壊と、町民の負担増、けれども責任は取らないという、【予期せぬ、お先真っ暗】な未来を隠し包んでいる毒のようです。

今からでも阻止するには、別紙の地元新聞のような有能な方の知恵を拝借してみたいかがでしょうか。

「見て見ぬふり」や現状維持は、茹でガエル状態が麻痺して、

「気付いたら死んでいた」となる未来を、待つばかりのように思えます。

別紙・地元新聞の記事を根拠に、「広域化は、違反では?」と、数の力(広域化連合)で国に異を唱え、補助金とセットにしたこれまでの手口(法制化)をやめさせないと、既に、日本国民を食い物にするような法制化のオンパレードとなっているように、地方自治の犠牲化は、時間の問題のように見えます。

たとえ既に法制化されていても、そのプロセス自体が別紙にもある通り、違憲の疑いを問う事によってはじめて、多数の支持が得られ、民主主義国家本来の姿を、取り戻すのかもしれない。

更に、この広域化連合は今後、国に統治される為の存在ではなく、各地方自治体が自治権を発揮する為の連合になる事を、期待します。

その為には、自主独立の財源を持つ事が急務です。

話変わって、自主独立の財源のヒントとなりそうなものに三浦市の「ガストロノミーツアー」があります。

一度仕組みを作れば、円安トレンドが長期に亘って葉山に収益をもたらしてくれますので、メリットが大きいと思います。

葉山には、海も山も御用邸も棚田も古墳もあります。

小さな町でありながら、見どころが沢山ある葉山の魅力をSNSで打ち出せば、1枚の写真を見て、世界中から観光客が来る時代。

外国人も多い葉山、彼らの意見を参考にして、外国人観光客向けのツアーなどをつくってみてはいかがでしょうか。満足感さえ高ければ、円安効果で高価格帯でも売れるそうです。

その他には、夏の海岸を、シンガポールのように厳しい取締り区域にするのは、いかがでしょうか。

海岸でゴミの放置やポイ捨てには、シンガポール並みの厳しい罰則・罰金を課します。

シンガポールはその為か、街中を裸足で歩けるくらい、綺麗なのだそうです。

たとえ、『財源』とまではならなくても、「葉山の海に、ゴミは捨てられない」と来訪する人々の意識に根付いて、ゴミゼロウェイストに貢献するのがメリットです。

新たな事を始める苦労は、大変なものになるかも知れませんが、「誰かが何とかしてくれる」とは思えません。

実情を知らない人が多いですし、知っている人でも「補助金が無いと何も出来ない」と思っている方が多いのかもしれない。ですが、補助金(国の政策)が導く未来は、受難の道です。

どのみち受難の道になるなら、自主独立の財源を持つ為に、受難を自ら引き受ける方が良くありませんか？

そして、他の地方自治体も同じ立場同士、協力しあって地方自治を破壊するような通達を拒否し、自主独立の財源を持つにあたって、協力し合って確立出来れば、国の無茶振りに振り回されないようになります。

いずれにせよ、国は地方を守りません。

一番、葉山の事を想ってくれるのは、葉山を愛する住民達ではないでしょうか。

その住民達でさえ、正しい情報が届かないから(少ないから)、実情を知らずに過ごし、気付いたらとんでもない事になっていた、と「後から気付いても、後の祭り」となるように、計算されているように見えます。

地元新聞のような方をブレーンにして、正しく賢明な情報を住民に知らせて頂き、葉山町民全体で「未来の葉山を良くする」という趣旨で、財源を確保する道を探る方が、前途は厳しいかもしれませんが、妙案が出て、実行する協力者も多いのではないのでしょうか。

戦後、先人が経済立国となるまでに遺したその富や、私たちが収めた税金を、誰かに合法的に奪わせるだけでなく、自治権も取り上げられる片棒を担ぐなんて、正気の沙汰ではない、と気付き、国の補助金や交付金に頼らない、財政的に自立する事が、急務と考えます。

「つつがなく勤めて、定年退職」は、誰にとっても望ましいですが、新たな財源が無ければ、今後の退職金や雇用が減少するかもしれない、民営化やAIの波。

ただでさえ、税金は増えて年金は減る事が予想される今後、葉山の自治を放棄・崩壊するだけでなく、町民の税金や豊かさを奪う片棒を担ぐような仕事を葉山はせずに、

何世代先でも、私たちの子孫が安心して暮らせる葉山の豊かさを築く仕事に従事して頂きたいです。長文にお付き合い下さり、ありがとうございました。

別紙)ゴミ処理広域化が奪う、地方自治

日本の市町村のごみ行政は、環境省が一課長(生活衛生局水道環境部環境整備課長)が出した1997年の2つの通達によって、大転換させられた。「1月のゴミ処理に係るタイオキシン発生防止ガイドライン」通達、5月の「ごみ処理広域化」通達である。その内容は、以下の通りである。

1. ダイオキシン削減計画として、~以下略

つまり、ごみ処理広域化は、処理施設の大規模化と市町村のブロック化である。

そして広域化にのらないと、補助金はつかないとした。

○通達行政の違憲性

このような通達による公共事業の最大の問題は、根拠になる法律(根拠法)を欠き、違法・不当であるにもかかわらず、多くの補助金を飲み込んで事業化されているという点である。

業界と官僚の間で方向性を定めて事業を先行させ、その後に現実を追認する法改正を行うが、その間、国民周知も国会審議もない。通達が法令の「外」にあるからである。

通達はもともと法律の解釈、法定事業実施の際の注意、手続きなどを示すものとして用いられてきた。それがいつの間にか補助金とセットで、強力な公共事業の推進役になる。

国がかかわる法定事業の場合、国が基本方針を打ち出し、それに基づいて都道府県が基本計画を作る。それを受けて、市町村が事業計画を作って事業を実施するという流れになる。補助金の割合や率も法律で決まっている。

しかし、今の日本の現実には、このような法律に基づく事業(法定事業)はほとんどペーパープランのまま終わらせて、実際には根拠法のない通達事業が一部事業者への利益誘導であり、納税者に対する背任行為というべきである。

国家行政組織上、都道府県には通達を遵守する義務があるが、地方自治法に基づく自治権を持つ市町村に対する国の通達の強制は、明らかな地方自治法違反、憲法違反である。

地方分権一括法施行後は、こうした国家意思の押し付けは、明確な違法とされることとなった。

しかし国は、通達は今では「単なる技術支援になった」と言いつつ、今なお国の「訓令」や「行政命令」として市町村を従わせている。

広域通達も「都道府県は…広域化を作成するとともに、計画に基づいて市町村を指導すること」「市町村は都道府県の作成する広域計画に従い、広域化を推進する事」などと、はっきり市町村に命令している。

しかし廃棄法には、一般廃棄物の「広域化」「広域処理」などの言葉は一切、書かれていない。市町村の自治事務(固有事務)に抵触するのだが、通達はそのような法令上、憲法上の縛りを全て無視し、「行政命令」として発せられている。

この明らかな違法・法律違反は、背後に産官学の癒着があるのではないか。

○計画内容の違法性

～略～

一般廃棄物の処理は、市町村の固有事業、いわゆる自治事務である事を廃棄物処理法第四条も、地方自治法第二条も、明確に規定している。市町村の自治事務は、そのままそこに住む住民の自治権であり、憲法に定められた国民の権利そのものである。国が一課長の通達によって、その自治権を奪う事は地方自治の一方的剥奪であって、憲法に違反する。

○広域化は誰の為のものか

広域化は「廃棄物」関連業界による、業界のための計画である。

ダイオキシン・ガイドラインや、広域化計画そのものも厚生省Bが天下る財団法人廃棄物研究財団が中心になって作成し、施設の建設も、ここに参加する企業もっぱら受注するシステムになっている。

～略～

公正取引委員会は数多い焼却炉建設をめぐる談合事件に繰り返し警告を発しているが、連合体の結束は固く、成果は上がっていない。

広域化計画に向けて、全国の市町村のほとんどは、それまでのゴミ減量の努力をやめ、大型炉の建設に乗り出した。

多額の補助金をちらかせた国の計画、しかもタイムリミット付きとなると、市町村はそれに従わざるを得ない。

○国に直結する、広域連合

広域連合は独自の首長、議会、独立した会計制度を持つ。

それが国県からの権限委譲になる事で、ゴミ以外にも市町村の自治事務を何でも行うことが出来、必要ならその事務の移管を要求する事さえ出来る。

しかも広域連合に移管した事務は、広域連合設立と同時に設立自治体から完全に消滅する。これを総務省は「権利の放棄」と説明する。

つまり、広域連合は市町村の自治権の消滅につながる組織であり、住民の自治権の喪失である。

逆に国は、国の権限委譲を通じた広域連合を通じて、中央集権化を強化する。

「地方分権」という名の地方自治体の消滅である。

国の補助金も、都道府県を経由せず、直接この広域連合に下りる。

広域連合は市町村から自治権を奪うだけでなく、国が支配力を及ぼす直轄自治体として、機能する。

それも市町村が、自発的にその自治権を放棄する形をとる。

○その先は、民営化

広域化計画のもう一つの側面は、民営化だ。広域連合の職員数は少なく、事業は全て、民間に丸投げするしかない。

補助金は広域連合という窓口を通り、企業に下りてゆく。

住民から切り離された企業に、監視の目は届かない。

それは情報非公開、責任不在、市民無視で、いずれは赤字財政と腐敗という形になって、住民に襲いかかる。

○自治体の解体

広域化連合は、ごみ処理を通じた市町村切り崩し政策である。

それは地方自治を自らの手で放棄させ、既存の法律を内部解体させる事である。

法律で守られた自治権がある限り、市町村はそれを盾に国策に抵抗出来る。

その盾を奪うのである。一旦広域連合が設立されると、

解散には大臣の許可が必要で、事実上、市民には手が出せない。

このようにゴミ広域化は、業界を背景にした国の中央集権支配の強化であり、自治体と自治権の破壊であり、新たな住民負担であり、住民の自発的ゴミ減量化市政の喪失であり、環境破壊である。